**生活保護の申請手続き**

相　談　　**生活に困った場合は、お住まいの市の福祉事務所や、子ども家庭センターに相談してください。お電話でも結構です。**

申　請　　**生活に困っている方、その家族、扶養義務者の方が、お住まいの市福祉事務所又は福祉子ども家庭センターに申請してください。**

**保護は申請に基づいて行われます。**

○　申請時に提出していただく書類

　　　　　　　　申請意思・申請時期を確認するため、書面での提出をお願いしています。（書面での提出が困難な場合は、ご相談ください。）

・生活保護申請書

・収入申告書（収入の状況を申告する書類）

・資産申告書（資産の状況を申告する書類）

・調査の同意書（保護決定のため、預貯金や生命保険加入状況など調査が必要になります。提出にご協力ください。）

○　申請書にマイナンバーを記載していただくため、マイナンバーのわかる資料をご用意ください。

○　運転免許証や健康保険証など、申請者ご本人が確認できる書類及び印鑑をご用意ください。

○　申請後、必要に応じて追加書類を提出していただくことがあります。

○　申請に必要な書類は、福祉事務所、子ども家庭センターに置いてい

ます。

調　査　　**保護の適用要件を満たしているかどうかなどの調査を行います。**

○　地区担当員が家庭訪問をして、生活にお困りの状況などを具体的に調査します。

○　銀行・生命保険会社などへ、預貯金の有無、保険加入の有無について照会を行います。

　　　　　　 ○　病気の状態や治療の見込み、仕事ができるかどうかなど、必要に応じて主治医への意見聴取を行います。

　　　　　　 ○　必要に応じて、指定する医療機関で検診を受けていただきます（検診命令）。

　　　　　　 ○　暴力団関係者は生活保護を原則受給することができません。また、必要に応じ、暴力団関係者であるかどうかを警察署に照会させていただくことがあります。

　　　　　 ○　扶養義務者の方の扶養や支援（仕送りや精神的援助等）が可能かどうか、調査

を行います。（保護の要件ではありません）

内容についての秘密は守られます。

**申請から14日以内に保護の要否等を書面でお知らせします。**

決　　　定

**（調査に時間を要するなど、やむを得ない場合には14日を超過する**

**ことがありますが、その場合でも30日以内にはお知らせします）。**

　　　保護が受けられる場合

　　　　「保護開始決定通知書」をもって保護を開始します。通知書には、保護の開始日、開始の理由、保護費の金額が書かれています。

　　　　保護が受けられない場合

　　　　　　　　　　　　「保護却下決定通知書」をもって申請を却下します。通知書には、保護が受けられない理由が書かれています。

★ご希望の方には、生活困窮者自立相談支援『はーとほっと相談室』の相談支援員をご紹介いたします

* **決定についてわからないことがあれば、福祉事務所又は子ども家庭センターにお尋ねください。**

**生活保護を受けた場合の権利と義務について**

**あなたには、次のような権利があります。**

○正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を、あなたの不利益になるように変更することはありません。

○正当な理由がなければ、すでに支払われた保護費の返還を求めることはありません。

○保護費に税金がかけられることはありません。

○保護費または保護を受ける権利は、差し押さえられることはありません。

○保護の決定に不服がある場合は、決定処分を知った翌日から起算して３箇月以内に大阪府知事あてに、不服申し立て（審査請求）ができます。

**あなたには、次のような義務があります。**

○自立に向けて、それぞれの事情に応じて生活の維持・向上に努めていただかなければなりません。

・就労中の方は、仕事に励んでください。

・就労阻害要因がなく求職中の方は、早急に就労を開始できるよう求職活動を

行ってください。

・病気療養が必要な方は、医師の指示に従って療養に努めてください。

・支出の節約に努め、保護費は計画的に使ってください。

○あなたやあなたの世帯員の生活状況や、収入の状況が変わった時は、すみやかに収入申告書等により届け出ていただく必要があります。

申告の遅れや虚偽の申告により、多く支払いすぎた保護費は、さかのぼって返還

もしくは徴収の対象となります。

○自立に向けた指導や指示に従っていただきます。

○当センターからの指導や指示に従っていただけない場合は、生活保護法第６２条第３項の規定に基づいて、保護の停廃止をすることがあります。

**地区担当員（ケースワーカー）とは**

　福祉事務所及び福祉子ども家庭センターには、地区担当員（ケースワーカー）がいます。地区担当員は定期的に家庭訪問を行い、あなたやあなたの家族が、どうしたら再び自分たちの力で生活できるようになるのかを一緒に考えます。個人情報は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

　　　　　　　